

当社と日東スタッフ株式会社との合併に係る
会社法第794条第1項及び同法施行規則第191条に基づく事前備置書類
(追加)

愛知県長久手市蟹原 2201 番地
日 東 工 業 株 式 会 社
取締役社長 佐々木 拓郎

当社は、当社を吸収合併存続会社、日東スタッフ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づき、2018年11月13日付で事前開示書類を備え置いておりますが、当該記載事項の一部に変更が生じたので、下記のとおり開示いたします。なお、変更箇所を下線を付しております。

記

5. 吸収合併存続会社（当社）において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第191条第5号)
(株式公開買付けの実施について)

～略～

(株式給付信託（BBT）の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2018年5月14日付で公表した「株式給付信託（BBT）」の導入に伴い、2018年11月26日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議いたしました。

(1) 処分の概要

① 処 分 期 日	2018年12月12日(水)
② 処分する株式の種類及び数	普通株式 72,000 株
③ 処 分 価 額	1株につき金 1,824 円
④ 処 分 総 額	131,328,000 円
⑤ 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
⑥ そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(2) 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社（本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

以上